

I 2012年度認証評価における指摘事項（努力課題）

該当なし

II 2016年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2016年度大学評価結果総評】

法学部通信教育課程ではこれまで、社会の進展と学生のニーズの変化に対応して、通教課程の特質を踏まえた学習・教育指導の内容の見直しや新手法（メディアスクリーニング等）導入に努力を重ねてきており、高く評価できる。今後は、2015年度の大学評価委員会の指摘のとおり、「生涯学習の担い手」という新たな理念をどのように通教課程の学習・教育内容に組み込んでいくかが、最大の課題として位置づけられるものと考えられる。これは、通信教育部門全体に係る大テーマでもあるが、法学部通信教育課程における積極的な検討と取り組みに期待するものである。

【2016年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400字程度まで）

「生涯学習の担い手」という教育理念そのものは今日新たに掲げられたものだとしても、通信教育課程では従来から多様な世代・バックグラウンドの学生が多様な目的のために学んでいる。この点に配慮した取り組みはこれまででも進めてきたところである。すなわち、法学部通信教育課程においては、通学課程と同等のカリキュラムを提供しつつ、個別具体的には通信課程の特質（生涯学習の場としての役割も含む）にきめ細やかに配慮した教育指導・対応を図ってきた。特に学習・教育指導の手法や成績評価のあり方等に関しては、通学課程とは自ずと異なるものにならざるを得ないのであって、個々の教員がこの点に配慮して臨むとともに、法律学科会議においても通教主任が中心となってこれらの問題について情報共有を図り、随時議論を行ってきた。

したがって、現下の体制において新しい教育方法・教育指導を今後も模索していく中で、「生涯学習の担い手」という点を一層意識した取り組みを進めることが可能である。2017年度に議論すべき課題には、新カリキュラムの評価・検証や、いわゆる「剽窃」への対応が含まれ、これらの点についても今日における新たな教育理念との関係に十分留意しつつ検討を行う。

【2016年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学部通信教育課程では、「2016年大学評価委員会の評価結果への対応」として、2016年度総評で指摘された「生涯学習の担い手」という新たな理念をどのように通教課程の学習・教育内容に組み込んでいくかへの対応が最大の課題であったが、これについては、従来から多様な世代・バックグラウンドの学生が多様な目的のために学んできた経緯に鑑み、通学課程と同等のカリキュラムを提供しつつも生涯学習を含む通教課程の特質にきめ細かに配慮した教育指導・対応を図ってきたことについて、通信教育課程主任が中心となって情報共有を図りつつ議論を行ってきたことは評価できる。

今後も引き続き「生涯学習の担い手」という点を一層意識した取り組みを検討していくとともに、2017年度に議論すべき課題として挙げられている、いわゆる「剽窃」への対応を含めた新カリキュラムの評価・検証に期待したい。

III 自己点検・評価

1 内部質保証

【2017年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 内部質保証システム（質保証委員会等）を適切に機能させているか。

①質保証に関する活動は適切に行われていますか。 はい いいえ

【2016年度の質保証に関する活動概要】 ※箇条書きで記入。

- ・法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動を行っている。2016年度は、2016年5月16日、同9月26日、2017年1月16日、同2月28日の計4回、開催された。
- ・法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保している。

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
----	---------

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・特になし	
-------	--

**【この基準の大学評価】**

法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動を行っており、2016年度は、計4回、開催された。また法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保しており、適切に行われている。

**2 教育課程・学習成果**

**【2017年5月時点の点検・評価】**

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

**【学位授与方針】**

「自由と進歩」の建学の精神を理解し、年齢に関係なく学問的関心を持ち続け、何事にも挑戦し続ける姿勢を持つことを前提とし、人文・社会・自然などに関する幅広い教養と、通学課程と同一水準の、時代の先端に行く専門分野の学識を取得し、生涯学習社会において、自立的に自由な発想と柔軟な判断が出来る能力を修得することを、学位授与の方針とする。

①学部(学科)として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件)を明示した学位授与方針を設定していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
--	--

2.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

**【教育課程の編成・実施方針】**

法学部では、法律学の基幹となる六法科目を中心に、法律学を体系的・総合的に学習することを通して、「法的なものの考え方＝リーガルマインド」を養っていけるようカリキュラムを構成している。

具体的には、開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目(憲法、民法総則、刑法総論等)と基本科目(国際法総論、行政法、労働法等)から構成され、8科目32単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目(教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で82単位(卒業論文を選択しない場合は86単位)以上になるように修得することが要件である。すべての科目の学年配当は、法律学の体系性を勘案して行われている。さらに、「選択必修科目」「選択科目」から8単位以上をスクーリングで修得することも要件である。また、卒業論文を選択科目として選択(履修)することができる。

こうしたカリキュラム構成については、通信教育部ホームページをはじめ、入学案内、学習のしおり等で公表しているほか、学習ガイダンスおよび卒業論文指導を実施し、学生への周知を徹底している。

①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
--	--

②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
--	--

**【根拠資料】** ※冊子名称やホームページURL等。

・ <http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/index.html>

③教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
--	---

(～400字程度まで) ※検証を行う組織(教授会や各種委員会等)や検証の時期等、検証プロセスを記入。

教育課程の編成・実施方針の適切性については、法律学科会議において、開講科目の審議等において、必要に応じて検証している。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

2.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①学生の能力育成のため、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容が適切に提供されていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
--	---

(～400字程度まで) ※教育課程の編成・実施方針との整合性の観点から、学生に提供されている教育課程・教育内容の概要を記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。2013年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学において通学課程の法律学科において卒業論文を必修とする例が稀であることに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目8単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにして、卒業論文を実質的に選択科目化するとともに、卒業論文を提出しない者も法律学修養に関して卒業論文作成と同等の努力を要するものとしている。さらに近年、行政救済法や西洋法制史を新たに開講するなど、開講科目の充実を図っている。

**【根拠資料】** ※カリキュラムツリー、カリキュラムマップの公開ホームページURLや掲載冊子名称等  
・特になし（カリキュラムツリー、カリキュラムマップは2017年度に作成予定）

②学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系性を確保していますか。

S  A B

(～600字程度まで) ※カリキュラム上、どのように学生の順次的・体系的な履修（個々の授業科目の内容・方法、授業科目の位置づけ（必修・選択等）含む）への配慮が行われているか。また、教養教育と専門科目の適切な配置が行われているか、概要を記入。

真に学ぶ意欲と適性のある学生に対し、通学課程と同一水準の教育を提供し、広範な知的素養と思考力を身につけた、社会に貢献しうる人材を育成するための授業科目を体系的に配置している。2013年度から実施されている新カリキュラムでは、専門科目について、カリキュラムの順次性・体系性を確保すべく教科の年次配当が適切になされるよう意を払い、また、学生の科目選択にあたって、科目名称から学習内容を把握しやすいように、〇〇法一部・二部といった科目名を廃して、内容を反映した科目名称としている。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。  
・「通信教育部学習のしおり 2017」42～43頁

2.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

S  A B

**【履修指導の体制および方法】** ※箇条書きで記入。

- ・毎年開催される学習ガイダンスのなかで一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別な履修指導を実施している。
- ・単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。  
・「通信教育部学習のしおり 2017」117～123頁（学習サポート）

②学生の学習指導を適切に行っていますか。

S A B

(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。

学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会も実施して、履修上・学習上の相談に応じている。また、2012年度より通信教育部において学習ガイダンスの機会を増やしており、2013年度から各学部・学科が実施に携わっている。

2016年度の法学部学習ガイダンスにおいては、2015年度と同様に、特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加している傾向に鑑み、文献の引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導を行った（学生のアンケートにおいても好評を得た）。

**【2016年度に変更や改善された事項および新規取り組み事項等】** ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。  
特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加している傾向に鑑み、適切な文献の引用・出典の表示方法について学生に指導するための文書案と、「剽窃」に該当するレポートに対処し適切な指導をするための添削教員向けの文書案を通教主任が作成し、法律学科会議において検討を行った。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。  
・「通信教育部学習のしおり 2017」117～123頁（学習サポート）

③1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っていますか。

はい  いいえ

**【履修登録単位数の上限設定】** ※1年間又は学期ごと、学年ごと等に設定された履修単位の上限を記入。

- ・一年間に履修できる単位数の上限：49単位
- ・上記とは別に履修できる教職・資格科目の単位数の上限：上記と合計で60単位
- ・一年間に受講登録できるスクーリング単位の上限：49単位

**【上限を超えて履修登録する場合の例外措置】** ※履修登録単位数の上限を超えて履修できる場合、制度の概要を記入。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。  
・「通信教育部学習のしおり 2017」24頁

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

④シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<b>【検証体制および方法】</b> ※簡条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。 ・スクーリング科目のシラバスの適切性については、通信教育課程主任（およびもう1名の学務委員）が、①専任教員のうち新任教員の担当科目および②兼任講師の担当科目についてそのシラバスを確認し、必要に応じて修正を依頼することを通して、検証を行っている。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
⑤授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<b>【検証体制および方法】</b> ※簡条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。 ・通信教育課程において授業がシラバスに沿って行われているかが問題となるのはスクーリング科目であるところ、これを兼任講師が担当する場合に同一名称の通信学習科目の科目担当者（専任教員）がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認している。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
2.5 成績評価と単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	
①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<b>【確認体制および方法】</b> ※簡条書きで記入。 ・卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的な審議を実施し、そのなかで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。 ・卒業論文以外の科目（スクーリング科目を含む）についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心となって必要に応じた検証を実施している。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②他大学等における既修得単位の認定を適切な学部（学科）内基準を設けて実施していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
（～400字程度まで）※取り組み概要を記入。 基準を適切に設定して他大学等における既修得単位の認定を実施している。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・「通信教育部学習のしおり 2017」25、126頁	
2.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①成績分布、進級などの状況を学部（学科）単位で把握していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<b>【データの把握主体・把握方法・データの種類等】</b> ※簡条書きで記入。 ・学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。 ・学生の成績分布、試験放棄（登録と受験の差）などの実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないが、通信教育学務委員会において詳細なデータ開示がなされるなど、通信教育部事務部から通信教育学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
（～400字程度まで）※取り組みの概要を記入（取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等）。 学生の学習成果は、教科ごとのレポートまたは小テスト（メディアスクーリング授業の場合）および単位修得試験により測定している。	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・「通信教育部学習のしおり 2017」82～114頁	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、簡条書きで

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

それぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポートでの「剽窃」に対処するため、学生向けと添削教員向けの文書案を通教主任が作成し、法律学科会議において検討を行った。</li> <li>・他大学等における既修得単位の認定につき、適切な基準を保つよう必要に応じて見直している。具体的には、2016年度には、放送大学のオンライン授業科目を認定対象に加えることを決定した。</li> </ul>	2.4②  2.5②

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※ (1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新カリキュラム (卒論の非必修化を含む) の評価・検証</li> <li>・開講科目の必要に応じた見直し</li> <li>・「剽窃」への対応の仕方に関する議論の継続</li> <li>・通信教育課程の特質により配慮した成績評価・単位認定の実施と検証</li> </ul>
--

【この基準の大学評価】

①方針の設定に関すること (2.1～2.2)

<p>法学部通信教育課程では、学位授与方針について、明確な水準を明示している。また、学位授与方針を実現するために、適切な教育課程の編成・実施方針の設定がなされている。すなわち、法律学の基幹となる六法科目を中心に、法律学を体系的・総合的に学習することを通して、「法的なものの考え方＝リーガルマインド」を養っていきようカリキュラムを構成している。</p> <p>さらに教育課程の編成・実施方針はホームページをはじめ入学案内、学習のしおり等で周知・公表されている。また適切性の検証も、法律学科会議において、開講科目の審議等において必要に応じて検証されている。</p>
--

②教育課程・教育内容に関すること (2.3)

<p>法学部通信教育課程では、学生の能力育成の観点に立って、適切に教科を年次配当することを基本とし、旧来の科目名を廃止するとともに、内容を反映した科目名称に変更して学生が科目選択をしやすくするなど、カリキュラムの順次性・体系性の確保に努めている。通学課程と同様の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを学生に提供し、さらに新たな科目の開設など科目の充実も図っている。</p> <p>2013年度から実施の新カリキュラムにおいては卒業要件として従来必須としていた卒業論文を、他の科目8単位修得で振り替え可能とした。この改正により、学生の選択の幅は拡大することとなった。教育課程・教育内容の適切な提供の例といえるが、新カリキュラム実施から4年を経過した今日、引き続き学生の能力育成の観点から、新カリキュラムの有効性の検証を行うことが望まれる。</p>
--

③教育方法に関すること (2.4)

<p>法学部通信教育課程では毎年度開催の学習ガイダンスで一般的履修指導を、オフィスアワーで個別的履修指導を実施するとともに、単位修得状況の思わしくない学生に対して「履修計画書」を提出させて指導している。学生の履修指導は適切に行われているといえるが、さらなる充実に向けての検討が望まれる。</p> <p>学生の学習指導については、「学習質疑」の制度、学習相談会の実施、通信教育部事務局と各学部・学科による学習ガイダンスの機会増により、適切に行われている。近年、レポートに剽窃とみられるケースが増加していることから、2016年度の法学部学習ガイダンスにおいて、文献引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導が行われたことは評価できる。</p> <p>履修登録単位数の上限設定については、1年間に履修できる単位数の上限、教職・資格科目の単位数の上限、受講登録できるスクーリング単位の上限がそれぞれ適切に設定されている。スクーリング科目のシラバスの適切性の検証については、通信教育課程主任と学務委員が確認を行い、必要に応じて修正を依頼している。</p> <p>シラバスに沿った授業の点検については、兼任教員が担当する場合には、専任教員の同一名称通信教育科目担当者が確認・検証している。</p>
--

④学習成果・教育改善に関すること (2.5～2.6)

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学部通信教育課程の卒業論文については、口頭試問終了後の3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的審議を行い、そのなかで成績評価と単位認定の適切性について検証し確認している。卒業論文以外の、スクーリング科目を含む科目についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心になって検証を実施している。今後は、通学課程とは異なる視点から、通教課程の使命と特質により配慮した成績評価と単位認定の実施に向けての検討が望まれよう。なお、他大学等における既修得単位については、基準に基づき適切に単位認定が行われている。学生の進級については、法学部教授会で個別に判定している。学生の学習成果の把握・評価については、教科ごとのレポートまたは小テスト(メディアスクーリング授業の場合)および単位修得試験により測定している。

### 3 学生の受け入れ

#### 【2017年5月時点の点検・評価】

##### (1) 点検・評価項目における現状

##### 3.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

###### 【学生の受け入れ方針】

「社会に開かれた大学」として、高等教育の門戸を広く開放することは、通信教育課程の使命であると言える。このため、学ぶ意欲のある幅広い年齢層に対し、「いつでも、どこでも」学ぶことが出来る環境を整備することが必要である。その上で、高等教育機関であることを大前提として、学問に真摯に取り組み、生涯学習社会にあって、自己の知識や能力を社会に還元する意欲を持った人材を受け入れることを基本方針としたい。

① 求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。

はい いいえ

##### 3.2 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

① 定員の超過・未充足に対し適切に対応していますか。

はい いいえ

(～200字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

入学者を増加させるために説明会・入学相談を実施しているほか、通信学習科目にとどまらない、通信制の学生にとって利用しやすい授業形態(メディアスクーリング等)の科目を拡充している。また、離籍者数を減少させるために、学習ガイダンスにおいて法律学科での学びに必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的な学習方法などについて指導している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・通信教育部ウェブサイト (<http://www.tsukyo.hosei.ac.jp/events/>) (説明会・入学相談)
- ・「通信教育部学習のしおり 2017」113～114頁 (メディアスクーリング)

##### 3.3 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

① 学生募集および入学者選抜の結果について定期的に検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

S  A B

(～400字程度) ※検証体制および検証方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。

法律学科会議において、学務委員の報告に基づき、学生募集および入学者選抜の結果について必要に応じて検証している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

##### (2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

##### (3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

- ・離籍者数減少のための、学習ガイダンスのさらなる充実化

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

**【この基準の大学評価】**

法学部通信教育課程では入学者増加に向けて、説明会・入学相談の実施、メディアスクーリング等の通信制学生に利用しやすい授業形態の科目拡充に努めている。さらに、離籍者数減少を目的に、学習ガイダンスにおいて、学習に必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的学習方法などについて指導している。これらの努力については高く評価できるが、引き続き、入学者増と離籍者数減少に向けてさらに取り組むことが望まれる。

学生募集及び入学者選抜の結果については、法律学科会議において、通教学務委員の報告に基づき、必要に応じて検証されている。

**4 教員・教員組織**

**【2017年5月時点の点検・評価】**

(1) 点検・評価項目における現状

4.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

①組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。 はい  いいえ

**【学部執行部の構成、学部内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】** ※簡条書きで記入。

- ・教授会執行部（学部長1名、教授会主任1名、教授会副主任1名）
- ・教授会（原則として月2回）
- ・法律学科会議（教授会と同日開催、法律学科主任により主催）
- ・通教関係（法律学科会議の一事項としてではあるが、議事進行は通教主任が務めている。また、審議時間は必要に応じて通教主任と法律学科主任との間で事前に調整して確保しており、法律学科カリキュラム委員会や法学部質保証委員会などと比較しても実質的に見て遜色のない議論の場となっている。）
- ・通信教育学務委員会委員（主任1名、計2名）
- ・法律学科カリキュラム委員会
- ・法学部質保証委員会

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

4.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

①学部（学科）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。 はい  いいえ

(～400字程度まで) ※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性の観点から教員組織の概要を記入。

法学部通信教育課程においては、通信教育課程の特質に配慮しつつも、およそ法律学科である以上、基本的なカリキュラムは通学課程の法律学科と必然的に同様のものを採用することとなる。

これに対し、法学部通信教育課程では、大学通信教育設置基準附則抄3により、同基準第9条にかかわらず、通信教育課程に専念する教員は置かれていないが、通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われている。よって、通学課程と同様に、担当授業科目にふさわしい研究能力と教育能力を有する教員をもって、教育組織の編成に当たっている。すなわち、通学課程の専任教員が、通信教育課程の教科担当者となる体制となっており、これによって法学部法律学科の通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えているものと考えられる。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法政大学学術研究データベース

2016年度専任教員数一覧

(2016年5月1日現在)

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
法律	22	1	0	0	23

※学校基本調査の教員数を記載。実際の所属教員数とは一致しない場合あり。

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、簡条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし
-------

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、法学部教授会の下、法律学科主任の主宰による法律学科会議が基本的な責任を負っている。さらに、執行面の責任者として通信教育学務委員会委員（主任を含む計2名）が置かれ、法律学科会議の一事項としての通信教育（以下、通教）関係の議事進行は通教主任が務める、という役割分担がとられている。

教員組織については、通学課程と同等のカリキュラムの下で、通教課程に専念する教員は置かずに通学課程の専任教員が各教科担当者となる体制がとられており、法学部通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えていると評価できる。

5 学生支援

【2017年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 学生支援に関する大学としての方針に基づきとしての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

①卒業・卒業保留・留年者および休・退学者の状況を学部（学科）単位で把握していますか。	はい いいえ
--	--------

【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】※箇条書きで記入。

・卒業、卒業保留、退学については、通信教育部事務局より法学部の通信教育学務委員に送られるデータを、法律学科会議に上程・検討のうえ法学部教授会の議を経て認定する体制となっており、この審議を通してこれらの状況を学部・学科単位で把握している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし
-------

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程の卒業、卒業保留、退学者等の状況については、法律学科会議および法学部教授会において適切に把握されている。

IV 2016年度における現状の課題等に対する取り組み状況

評価基準	教員・教員組織
現状の課題・今後の対応等	・新カリキュラム（卒論の非必修化を含む）の評価・検証 ・「剽窃」への対応の仕方に関する議論
年度末 教授会執行部に	・卒論の非必修化を含む新カリキュラムの評価・検証に関しては、法律学科会議・研究科教

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

報告	よる点検・評価	授会に際して意見交換を行った。 ・「剽窃」に関しては、今年度も残念ながら対応を要する事例が複数生じたが、それらに対する個別対応の過程で、剽窃認定の仕方が科目（レポート添削担当者）ごとに差がありすぎるのではないかという懸念が生じた。これに対応するために、ある程度統一的な剽窃認定基準の共有に向けた方策の検討を開始した。
評価基準		教育課程・教育内容
現状の課題・今後の対応等		開講科目の必要に応じた見直し
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	新規教員採用に伴う科目担当者の変更やスクーリング科目（法律学特講）の新設等、必要な措置を適宜実施した。
評価基準		教育方法
現状の課題・今後の対応等		・履修指導および学習指導のさらなる充実 ・通信教育課程の特質により配慮した成績評価・単位認定の実施と検証
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	・卒論の非必修化に伴う卒論提出者の減少により、卒業論文一般指導の受講者数が減少しているため、来年度（2017年度）、試験的に卒業論文一般指導の開講コマ数を減らすこととした。学生にとっては受講コマの選択肢が減るものの、その分指導内容の統一化がなされるというメリットも期待される。 ・なお、卒業論文の非必修化に伴う卒論提出者減少の現況に鑑みて、卒論の一般指導に加えて（あるいは替えて）個別指導を行うべきではないかという意見もあり、議論を開始した。 ・通信教育課程の特質により配慮した成績評価・単位認定（レポート添削、卒論評価等）に関しては、従前同様にこれを実施したが、特にレポートの評価・剽窃への対応に関してはさらなる検討が必要であり、方策の検討を開始した（前述）。
評価基準		学生の受け入れ
現状の課題・今後の対応等		離籍者数減少のための、学習ガイダンスのさらなる充実化
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	今年度も学習ガイダンスを実施し、参加者にはアンケート結果を見る限り概ね好評を得ることができた。

#### 【2016年度における現状の課題等に対する取り組み状況の評価】

法学部通信教育課程の卒論の非必修化を含む新カリキュラムの評価・検証や「剽窃」への対応については、法律学科会議・研究科教授会で意見交換を行っており、とくに「剽窃」対応については、ある程度統一的な剽窃認定基準の共有に向けた方策の検討を開始しており、評価できる。

また開講科目の必要に応じた見直しや離籍者数減少への対応としての学習ガイダンスが行われており、その点も評価できる。

#### 【大学評価総評】

「2016年大学評価委員会の評価結果への対応」として、2016年度総評で指摘された「生涯学習の担い手」という新たな理念をどのように通教課程の学習・教育内容に組み込んでいくかへの対応が最大の課題であった。これについては、従来から多様な世代・バックグラウンドの学生が多様な目的のために学んできた経緯に鑑み、通学課程と同等のカリキュラムを提供しつつも生涯学習を含む通教課程の特質にきめ細かに配慮した教育指導・対応を図ってきたことについて、通教主任が中心となって情報共有を図りつつ議論を行ってきたことは評価できる。また通信制の学生にとって利用しやすい授業形態（メディアスクーリング等）の科目を拡充しつつ、離籍者数の減少のために実施されている学習ガイダンスでの指導の取り組みも評価できる。

今後も引き続き「生涯学習の担い手」という点を一層意識した取り組みを検討していくとともに、2017年度に議論すべき課題として挙げられている、いわゆる「剽窃」への対応を含めた新カリキュラムの評価・検証に期待したい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。